

7. 窒素酸化物総量規制(千葉県窒素酸化物対策指導要綱に基づく指導)

多数の煙源が集中し、窒素酸化物排出量の多い野田市（関宿台町、関宿江戸町、関宿江戸町飛地、関宿元町、関宿元町飛地、関宿内町、関宿町、関宿三軒家、平井、東宝珠花、次木、親野井、古布内、桐ヶ作、平成、柏寺、中戸、中戸谷津、新田戸、西高野、はやま、東高野、木間ヶ瀬、木間ヶ瀬新田、岡田、岡田新田、丸井を除く）、柏市、流山市、松戸市、市川市、鎌ヶ谷市、浦安市、習志野市、市原市、木更津市、君津市、富津市及び袖ヶ浦市(13市)の区域を対象に、原燃料使用量等を所定の方法により、重油の量に換算したものの合計の使用量が2kL/h以上の工場・事業場を対象として昭和58年4月1日から施行されました。

これに該当する工場・事業場は、法の届出と同時期に、上記要綱に基づく計画書の提出が必要です。

なお、千葉市及び船橋市にも同様の要綱があり、所管の市役所に計画書を提出することになります。

(1) 指導基準

区 域	指導基準
野田市（関宿台町、関宿江戸町、関宿江戸町飛地、関宿元町、関宿元町飛地、関宿内町、関宿町、関宿三軒家、平井、東宝珠花、次木、親野井、古布内、桐ヶ作、平成、柏寺、中戸、中戸谷津、新田戸、西高野、はやま、東高野、木間ヶ瀬、木間ヶ瀬新田、岡田、岡田新田、丸井を除く）、柏市、流山市、松戸市、市川市、鎌ヶ谷市、浦安市、習志野市、市原市、木更津市、君津市、富津市、袖ヶ浦市	$Q = 1.86W^{0.95} + 1.31Wi^{0.95}$

ただし、Q：許容窒素酸化物量(m^3/h)

W：昭和58年3月31日(小型ボイラーについては昭和60年9月9日、ガスタービン及びディーゼル機関については昭和63年1月31日)までに設置され通常稼動しているばい煙発生施設で使用される原料及び燃料の量を重油の量に換算したもの(kL/h)

Wi：昭和58年4月1日(小型ボイラーについては昭和60年9月10日、ガスタービン及びディーゼル機関については昭和63年2月1日)以後に設置され通常稼動するすべてのばい煙発生施設で使用される原料及び燃料の量を重油の量に換算したもの(kL/h)

(2) 原料換算表(p16の(備考)及びp39の換算値とは異なる。)

原料の種類	原料の量	重油の量(単位 リットル)
廃棄物焼却炉において焼却される一般廃棄物	1キログラム	0.48
重油換算の必要なその他の原料	1キログラム	当該原料1キログラムの処理に伴い発生する平均的な窒素酸化物の量に相当する量の窒素酸化物を燃焼に伴い発生する重油(1リットル当たりの発熱量9千キロカロリー、窒素含有率0.15パーセント、比重0.9)の量

(3) 燃料換算表(p16の(備考)及びp39の換算値とは異なる。)

燃料の種類	燃料の量	重油の量(単位 リットル)
重油(B及びC重油)	1リットル	1
A 重 油	1 //	0.95
軽 油	1 //	0.95
灯 油	1 //	0.90
原 油	1 //	0.95
ナ フ サ 油	1 //	0.90
液 化 石 油 ガ ス	1キログラム	1.2
液 化 天 然 ガ ス	1 //	1.3
石 炭	1 //	0.85
都 市 ガ ス	1 //	1.3
そ の 他 の 燃 料	1リットル(固体燃料又は気体燃料にあつては1キログラム)	当該燃料の量1リットル(固体燃料又は気体燃料にあつては1キログラム)当たりの発熱量を有する重油(1リットル当たりの発熱量は、9千キロカロリーとする。)の量

(4) 施設係数表(燃料の重油換算量に乗ずる係数)

適用施設の種類の種類		係 数
石炭専焼ボイラー		3.1
ガラス製造の用に供する熔融炉 (タンク炉に限る。)	板ガラス	5.8
	電気ガラス(注)	15.1
	その他	7.1
ガスタービン		2.0
ディーゼル機関		20.0
ガス機関		3.0
ガソリン機関		3.0
施設係数の必要なその他の施設		ばい煙発生施設の排出の特性を考慮して設定する。

(5) 窒素酸化物総量規制に係るガスタービン及びディーゼル機関並びにガス機関及びガソリン機関の取り扱いの特例

ガスタービン、ディーゼル機関、ガス機関、ガソリン機関で専ら非常時において用いられるもの(非常施設)は、窒素酸化物総量規制の適用施設から除外されます。

(注)ブラウン管、真空管等電気製品に用いられるガラス等をいう。